

保険・年金
フォーカスEU ソルベンシー II における LTG 措置
等の適用状況とその影響(1)
—EIOPA の 2020 年報告書の概要報告—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1 はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局)は、2020年12月3日に、「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2020 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2020)」(以下、「今回の報告書」という)を公表¹した。この報告書は、2016年12月26日に公表された「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2016 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2016)」、2017年12月21日に公表された「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2017 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2017)」、2018年12月18日に公表された「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2018 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2018)」、2019年12月17日に公表された「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2019 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2019)」(以下、「前回までの報告書」等という)に続く、5回目の報告書である。これらの報告書を通じて、EU(欧州連合)のソルベンシー II における長期保証(Long-Term Guarantees : LTG) 措置及び株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財務状況等に及ぼす影響が明らかにされてきている。

前回までの報告書については、これまでも [2017年1月](#)及び [2018年1月](#)から2月、[2019年1月](#)から3月及び [2020年1月](#)から2月にかけて、それぞれ4回、5回、8回及び6回のレポート(以下、「前回までの報告書のレポート」という)で報告してきた。今回は、そのレポートの更新という意味合いで、EIOPA の今回の報告書に基づいて、ソルベンシー II における欧州保険会社の LTG 措置や株式リスク措置の適用状況について、その概要を6回のレポートに分けて報告する。

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/report-long-term-guarantees-measures-and-measures-equity-risk-2020_en

2—今回の「長期保証措置及び株式リスク措置に関する報告書」について

1 | 今回の報告書の位置付け

ソルベンシー II 指令では、LTG 措置と株式リスク措置のレビューを 2021 年 1 月 1 日までに行うことを要求している。このレビューの一環として、EIOPA は、LTG 措置と株式リスク措置の適用の影響について、毎年、欧州議会、欧州連合理事会、欧州委員会へ報告することが求められている。

今回の報告書は、先に述べたように、2016 年にソルベンシー II が導入されて以降の LTG 措置と株式リスク措置に関する 5 回目で最後の年次報告書に相当することになる。

なお、レビュー自体は、以下の 3 つの要素で構成されている。

- ① EIOPA は、LTG 措置と株式リスク措置の適用の影響について、欧州議会、欧州連合理事会、欧州委員会に毎年報告する。
- ② EIOPA は、LTG 措置及び株式リスク措置の適用の評価に関する意見を、欧州委員会に提供する。
- ③ EIOPA から提出された意見に基づいて、欧州委員会は LTG 措置と株式リスク措置の影響に関する報告書を欧州議会と欧州連合理事会に提出する。この報告書は、必要に応じて立法提案を伴って行われる。

2 | 今回の報告書の構成

今回の報告書は、3 つの主要なセクションで構成されている。

最初のセクションでは、LTG 措置と株式リスク措置の見直しの法的背景及びこの報告書に使用されたデータに関する紹介情報を提供し、欧州保険市場の簡単な概要で締めくくっている。

第 2 のセクションでは、LTG 措置と株式リスク措置が会社の財務状況に与える全体的な影響と、保険契約者保護への影響、投資への影響、消費者保護及び商品の利用可能性への影響、EU 保険市場における競争と公平な市場への影響及び金融安定性への影響、を捉えている。

第 3 のセクションでは、各措置の影響をより詳細に説明している。

EIOPA は、2020 年末までに提出された年次報告書等に基づいて、LTG 措置と株式リスク措置の適用の評価に関する意見を欧州委員会に提出する予定となっており、2019 年 10 月 15 日にはソルベンシー II の 2020 年レビューにおける技術的助言に関するコンサルテーション・ペーパー (CP) を公表²している、この CP の内容については、[2019 年 11 月](https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf)から 2020 年 4 月にかけての保険年金フォーカスで順次報告した。EIOPA は措置に関する最終的な変更案を含む最終評価を 2020 年 12 月 31 日までに欧州委員会に提出する予定である。

今回のレポートでは、今回の報告書の第 2 のセクションの「(LTG 措置と株式リスク措置の) 会社の財務状況への全体的な影響」を中心に報告する。

3 | 今回の報告書の基礎データ

この報告書に使用されたデータは、2019 年 12 月 31 日の基準日ベースで NSAs (National

² EIOPA による公表

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-technical-advice-for-the-2020-review-of-Solvency-II.aspx>

協議ペーパー

https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-BoS-19-465_CP_Opinion_2020_review.pdf

Supervisory Authorities : 各国監督当局) に保険及び再保険会社によって提出された定量的報告テンプレート (QRT) から取られている。なお、英国 (UK) が 2020 年 1 月 31 日に欧州連合 (EU) から離脱したことに整合して、報告書に示された EEA (欧州経済地域) データは英国の会社からのデータを考慮していない (即ち、EEA は EU 27 か国にアイスランド (IS)、ノルウェー (NO) 及びリヒテンシュタイン (LI) を加えたものに等しい) ことに留意すべきである。2019 年末時点での措置の使用と影響に関する英国のデータは、報告書の別添資料に示されている。

3—LTG 措置及び株式リスク措置の概要

まずは、LTG 措置及び株式リスク措置について、その概要を説明する。これについては、前回までの報告書のレポートで説明しているが、ここで再掲しておく。

ソルベンシー II においては、景気循環効果を制限して、ソルベンシー II の新しい規制枠組みへの円滑な移行を促進し、特に困難なマクロ経済環境に適応するために必要な時間を会社に提供することを目的として、①リスクフリー・レートの補外、②マッチング調整、③ボラティリティ調整、④リスクフリー・レートの移行措置、⑤技術的準備金に関する移行措置、⑥ソルベンシー資本要件に違反した場合の回復期間の延長、といった「LTG 措置」³や、⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム、⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール、といった「株式リスク措置」が導入されている。

①リスクフリー・レートの補外 (Extrapolation of the risk-free interest rates : UFR の使用)

技術的準備金を算出する際に使用するリスクフリー・レートについて、市場データ等が得られない超長期の値については、補外が必要となる。この補外の手法として、UFR (Ultimate Forward Rate : 終局フォワードレート) を使用する。具体的には、(スポットレートではなく) フォワードレートが終局的に (外部から定められた) 一定の水準に向けて収束するとの前提にたって、超長期の金利水準を決定する手法であり、この時に設定される終局のフォワードレート水準が UFR となる。

②マッチング調整 (Matching Adjustment : MA、以下では、この短縮表現を使用、以下同様)

保険会社の資産と負債がマッチングしており、区分管理されている等の一定の条件を満たしている場合には、資産のスプレッドが変化するリスクに晒されていない。資産スプレッドの変動が会社の自己資本に影響を与えるのを避けるために、監督当局の承認を得て、資産スプレッドの変動に応じて、リスクフリー・レートの期間構造を調整することが認められる。

③ボラティリティ調整 (Volatility Adjustment : VA)

債券市場の流動性低下や信用スプレッドの異常な拡大等を理由に債券相場が急落する等市場環境が混乱して、市場が適正な価格を提供しなくなったような場合に、保険会社によるプロシクリカルな投資行動を防止する観点から、債券スプレッドのボラティリティの影響を緩和するために、監督当局の承認を得て、リスクフリー・レートの期間構造を調整することが認められる。

具体的には、資産の参照ポートフォリオから得られる可能性のある金利と調整のないリスクフリー・

³ ここでの LTG 措置には、狭義の LTG 措置と移行措置が含まれている。

レートとの間のリスク修正スプレッドの一定割合（65％）に基づいて、利率の上乗せを行うことができる。

④リスクフリー・レートの移行措置（Transitional on the Risk-Free Rate：TRFR）

ソルベンシーⅡの開始後 16 年間は、監督当局の承認を得て、適用されるリスクフリー・レートに対して、ソルベンシーⅠの割引率とリスクフリー・レートとの差異に基づいて、ソルベンシーⅡの開始時はその差の 100％であるが、16 年間の移行期間にわたって直線的にゼロに縮小していく「移行調整」が認められる。ただし、ソルベンシーⅡの開始前に締結された契約に対してのみ適用される。

⑤技術的準備金に関する移行措置（Transitional on the Technical Provision：TTP）

ソルベンシーⅡの開始後 16 年間は、監督当局の承認を得て、ソルベンシーⅠの技術的準備金とソルベンシーⅡの技術的準備金との差異に基づいて、ソルベンシーⅡの開始時はその差の 100％であるが、16 年間の移行期間にわたって、直線的にゼロに縮小していく「移行控除」が認められる。ただし、ソルベンシーⅡの開始前に締結された契約に対してのみ適用される。

⑥ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長（Extension of the Recovery Period：ERP）

会社が SCR をカバーしていない場合、NSA は、会社に対して、SCR に準拠していないことを確認してから 6 ヶ月以内に、SCR をカバーする適格自己資本の水準を再設定又は SCR への遵守を確実にすべくリスクプロファイルを縮小するために必要な措置を講ずる、ように要求しなければならない。NSA は、必要に応じて、その期間を 3 か月延長することができる。さらに、ソルベンシーⅡ指令第 138 条第 4 項は、監督当局が特定の状況下で、SCR 要件の遵守の再設定のための回復期間を、最大限 7 年間までさらに延長することができる、と規定している。

この権限は、市場又は影響を受ける事業部門の重要なシェアを占める保険及び再保険事業に影響を及ぼす、次に掲げる「例外的な不利な状況」が発生した場合に適用される。

- ・予期せぬ鋭く急激な金融市場の下落
- ・持続する低金利環境
- ・影響の大きなカタストロフィックな事象

この ERP は、NSAs の要請を受けて、EIOPA が例外的な不利な状況の存在を宣言した後にのみ付与することができる。ソルベンシーⅡ委任規則第 288 条には、EIOPA が例外的な不利な状況の存在を評価する際に考慮すべきいくつかの要因と基準が記載されている。なお、EIOPA は、例外的な不利な状況が存在するかどうかを判断する前に、ESRB（European Systemic Risk Board：欧州システムックリスク理事会）に相談することができる。

⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム（Symmetric Adjustment Mechanism to the Equity Risk Charge／Equity Dampener：ED 又は SA）

金融システムの過度の潜在的な景気循環効果を緩和し、保険及び再保険会社が、金融市場における維持されない不利な動きの結果として、追加的な資本を増やしたり、投資を売却したりすることを不当に強要される状況を回避するために、SCR の標準式の市場リスク・モジュールには、株価水準の変

化に関する対称調整メカニズムが含まれている。株式市場が上昇した場合、対称調整はプラス（資本要件がより高い）となり、株式市場が下落した場合、マイナス（資本要件がより低い）となる。

⑧デュレーションベースの株式リスクサブモジュール（Duration-Based Equity Risk Sub-Module : DBER）

SCR の標準式には、株式市場価格の水準の変動に起因するリスクを捉える株式リスクサブモジュールが含まれる。株式リスクサブモジュールは、株式の種類に応じて、株式市場価格が 39%又は 49%下落することを想定したリスクシナリオに基づいている。その株式リスクサブモジュールではなく、株式市場価格の下落を 22%と想定するリスクシナリオに基づいて、一定の株式投資に関してデュレーションベースの株式リスクサブモジュールを使用することができる。デュレーションベースの株式リスクサブモジュールは、一定の職業上の退職所得支給や退職給付を提供し、特に、会社の負債の平均デュレーションが平均 12 年を超え、会社が少なくとも 12 年間は株式投資を保有することができる、というさらなる要件を満たす生命保険会社によってのみ適用することができる。

4—LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件

上記で述べた LTG 措置及び株式リスク措置の適用要件等は、措置毎に異なっている。これについても前回までの報告書のレポートで説明しているが、ここで再掲しておく。

1 | 基本的な適用要件

「①リスクフリー・レートの補外」については、全ての会社に強制的に適用される。

「⑦株式リスクチャージの対称調整メカニズム (ED)」は、SCR の株式リスクサブモジュールを算出するのに標準式を使用（部分内部モデルが株式リスクサブモジュールをカバーしていない場合を含む）している会社は強制的となる。

これに対して、②～⑤、⑧の MA、VA、TRFR、TTP、DBER は、ソルベンシー II 指令や規則に規定された条件を満たしていることを条件に、会社のオプションとなる。

⑥の ERP については、EIOPA によって例外的な不利な状況下にあると宣言された後に、SCR 要件に違反する会社のみが適用できる。

従って、今回の EIOPA の報告書における分析は、会社のオプションとして適用される MA、VA、TRFR、TTP、DBER が中心となっている。

2 | 複数の措置の同時適用時の要件

複数の措置を同時に適用することもできるが、以下のような一定の組み合わせは排除される。

- TTP を適用する会社は TRFR を適用できない（TTP と TRFR はいずれか一方のみ）。
 - TRFR を適用する会社は、同じ（再）保険債務に対して MA は適用できない。
 - MA を適用する会社は、同じ（再）保険債務ポートフォリオに対して VA は適用できない。
- なお、例えば、異なる保険債務に対して、VA と MA を適用することは排除されない。

5—全体的な状況(各種措置の適用会社数等)

ここでは、各種措置の適用会社数⁴等の全体的な状況について、報告する。

以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2020」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

1 | ソルベンシー II の適用状況

欧州保険会社のソルベンシー II の適用状況について、その会社の種類別及び SCR 計算の方法別(標準式、部分内部モデル又は完全内部モデル)の状況は、以下の図表の通りとなっている。

EEA の保険市場では、2,458 の保険及び再保険会社がソルベンシー II に従って監督されている。この数値は、Brexit(英国の EU 離脱)に伴う影響で、2018 年 12 月 31 日のデータと比較して 339 社減少(英国を除くベースでは、51 社減少)している。従って、以下の文中における前回の報告書との実数比較等においては、この点(前回数値が英国含みか英国除きか)に留意しておく必要がある。

図表 ソルベンシー II の会社の種類別及び SCR 計算の方法別の適用状況

	標準式	部分内部モデル	完全内部モデル	合計
生命保険会社	353	29	5	387
損害保険会社	1,259	39	24	1,322
生損保兼営会社	414	16	14	444
再保険会社	285	7	13	305
合計	2,311	91	56	2,458

内部モデル適用会社(部分内部モデル適用会社を含む)は、147 社(91 社+56 社)でソルベンシー II の対象会社全体の 6.0%となっている。それぞれの数値は、2019 年報告書では 6.9%の 194 社、2018 年報告書では 6.4%の 186 社、2017 年報告書では 6.0%の 176 社、2016 年報告書では 5.5%の 169 社であった。2018 年までは、比率及び実数とも毎回増加してきていたが、2019 年は Brexit の影響により、ともに減少している。また、内部モデル適用会社の割合は、生命保険会社で 8.8%、生損保兼営会社で 6.8%、損害保険会社で 4.8%、再保険会社で 6.6%となっており、生命保険事業を展開している会社において相対的に高くなっている。

なお、ソルベンシー II に基づいて 282 のグループが監督されているが、この数は(英国含みの)前年数値に比べて 63 減少している。253 グループが標準式、26 グループが部分内部モデル、3 グループが完全内部モデルを使用している。

次の表は、ソルベンシー II の対象となる全ての保険及び再保険会社の技術的準備金及び総収入保険料額の概要を示している。技術的準備金では 9 割以上が生命保険事業となっている。

(単位: 十億ユーロ)

	生命保険	損害保険	合計
技術的準備金	6,809	677	7,486
総計上収入保険料	676	434	1,110

⁴ 以下の図表等において、会社数と述べる時、1 つの会社が異なる事業で各措置を適用している場合等もあり、必ずしも「会社数」を表しているとは限らないが、報告書の概要の結果が示すものに影響を与えないと考えられるため、「会社数」という表現を使用している(次回以降のレポートでも同様)。

2 | LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(全体)

ソルベンシー II 対象の 2,458 社のうち、26.5%にあたる 651 社が、MA、VA、TRFR、TTP、DBER のいずれかの措置を適用している。これらの会社は 21 カ国にわたっており、9 カ国（エストニア、クロアチア、アイスランド、リトアニア、ラトビア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア）からの会社は、いずれの措置も適用していない。なお、いずれかの措置を適用している会社の割合については、生命保険会社で 55.9%、生損保兼営会社で 47.5%であり、損害保険会社の 14.8%、再保険会社の 7.9%に比較して、相対的に高くなっている。なお、前年との比較では、この割合は、生命保険会社、生損保兼営会社、損害保険会社では上昇しているが、再保険会社ではほぼ横ばいとなっている。

また、これを技術的準備金の比率で見ると、全体の 7,486 十億ユーロのうち、5,971 十億ユーロ、79.8%（生命保険だけでみれば 83.0%）の会社がいずれかの措置を適用しており、これらの割合は前年に比べて上昇している。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)

	いかなる措置も適用せず	何らかの措置を適用	合計
生命保険会社	196 44.1%	248 55.9%	444 100.0%
損害保険会社	1,127 85.2%	195 14.8%	1,322 100.0%
生損保兼営会社	203 52.5%	184 47.5%	387 100.0%
再保険会社	281 92.1%	24 7.9%	305 100.0%
合計	1,807 73.5%	651 26.5%	2,458 100.0%

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金)

(単位:十億ユーロ)

	いかなる措置も適用せず	何らかの措置を適用	合計
生命保険事業	1,157 17.0%	5,652 83.0%	6,809 100.0%
損害保険事業	358 52.9%	319 47.1%	677 100.0%
合計	1,515 20.2%	5,971 79.8%	7,486 100.0%

3 | LTG 措置及び株式リスク措置の適用状況(措置別)

MA、VA、TRFR、TTP、DBER の措置別の適用状況は、以下の図表の通りとなっている。

(1)単体ベース

- ・VA が最も多く 631 社（技術的準備金でのシェア 79%、以下同様）が適用
- ・TTP は、次に多く 136 社（19%）が適用
- ・MA は、14 社（2%）が適用（スペインの会社のみが適用）
- ・TRFR は、8 社（0%）が適用
- ・DBER を適用したのは、1 社（0%）のみ
- ・どの措置も、生命保険会社に比べて、損害保険会社の適用は限定的

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)(2019年末)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険会社	236	84	2	2	0
損害保険会社	193	10	0	3	1
生損保兼営会社	178	42	12	2	0
再保険会社	24	0	1	1	0
合計	631	136	14	8	1

(参考)MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数)(2018年末)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険会社	255	105	19	3	1
損害保険会社	203	10	0	0	0
生損保兼営会社	177	43	14	2	0
再保険会社	25	1	1	1	0
合計	660	159	34	6	1

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(会社数の比率)(2019年末)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険会社	53%	19%	0%	0%	0%
損害保険会社	15%	1%	0%	0%	0%
生損保兼営会社	46%	11%	3%	1%	0%
再保険会社	8%	0%	0%	0%	0%
合計	26%	6%	1%	0%	0%

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(技術的準備金でのシェア)(2019年末)

	VA	TTP	MA	TRFR	DBER
生命保険事業	75%	18%	2%	0%	0%
損害保険事業	3%	0%	0%	0%	0%
合計	79%	19%	2%	0%	0%

(2)グループベース

措置の適用状況をグループ別にみると、以下の通りとなっている。

ソルベンシーⅡの対象となる282のEEAの保険グループのうち、163のグループがいずれの措置も適用しておらず、残りのグループが何らかの措置を適用している。そのうち、128のグループがVAを適用し、68のグループがTTPを適用し、7のグループがMAを適用している。TRFRは3、DBERは1の保険グループによって適用されている。

グループのいずれかの会社が措置を適用している場合に、措置適用と分類されるため、単体のケースに比べて、措置適用グループの比率は高くなっている。

MA、VA、TRFR、TTP、DBERの適用状況(グループ数)(2019年末)

	全体	VA	TTP	MA	TRFR	DBER	措置適用無し
EEAグループ	282	128	68	7	3	1	163
同比率	100%	40%	23%	5%	1%	0%	56%

4 | 複数の措置の適用状況

複数の措置の適用状況については、以下の通りとなっている。

TTPとVAの併用会社が118社と最も多く、技術的準備金の市場シェアでは21%となっている。

TTPとMAの併用会社は8社であるが、技術的準備金の市場シェアでは1%となっている。

複数の措置の適用状況(2019年末)

	会社数	市場シェア (技術的準備金)
TTPとMA	8	1%
TTPとVA	118	21%
TRFRとVA	5	0%

5 | 株式リスクチャージの対称調整の適用状況

株式リスクチャージの対称調整の適用状況については、以下の通りとなっている。

前回の報告書との関係では、適用会社の市場シェアが62%から73%に上昇している。

株式リスクチャージの対称調整(2019年末)

	会社数	市場シェア (技術的準備金)
標準式	2,309	68%
株式リスクをカバーし ない部分内部モデル	37	4%
合計	2,346	73%

6—全体的な状況(各種措置の SCR 比率や技術的準備金等への影響)

MA、VA、TRFR、及びTTPといった措置がSCR比率や技術的準備金等に与える影響については、以下の通りとなっている。

1 | 措置を非適用とした場合の一般的な財務状況への影響

まずは、これらの措置を非適用とした場合の影響については、以下の通りとなる。

①技術的準備金

MA、VA及びTRFRを非適用とすると、通常、技術的準備金の計算に使用される関連するリスクフリー・レートが低下し、その結果、殆どのケースで、より高い割引効果によって技術的準備金が増加する。措置の割引効果とは別に、例えば有配当保険の任意給付(将来配当)の金額について、技術的準備金において設定されるいくつかの前提に影響を与えるかもしれない。

TTPは直接、技術的準備金の金額に影響を与える。それを非適用とすると、通常、技術的準備金の金額が増える。

②技術的準備金以外の資産・負債項目

措置の非適用によって技術的準備金が増加する場合、負債におけるこの増加はしばしば正味繰延税金負債の減少を伴う可能性がある。

③SCR及びMCR

措置の非適用は、SCRとMCR(Minimum Capital Requirement:最低資本要件)の計算の一部に異なる方向で影響を与える可能性がある。一部は、措置の適用によって全く影響を受けない場合もあるが、他の部分に対しては、資本要件の増加又は減少が起こる。措置を非適用とした後の資本要件の増加は、特に、技術的準備金が資本要件を捕捉することを目的としているリスクの規模の尺度として使用されている場合に起こる。資本要件は、措置の非適用が技術的準備金の将来任意給付の金額を減少させる場合に、技術的準備金の高い損失吸収能力を通じて増加するかもしれない。同様の効果は、繰延税金が措置の非適用で減少する場合に、繰延税金のより高い損失吸収能力を通じて資本要件が増加する場合もある。

通常、措置を非適用とするとSCRとMCRが増加する。

④自己資本

技術的準備金の増加は自己資本の減少につながる。技術的準備金のわずかな相対的増加は、特に生命保険会社において、自己資本の大幅な相対的減少につながる可能性がある。通常、生命保険会社の場合、自己資本と技術的準備金の比率は1/10である。したがって、技術的準備金の1%の増加は、10%の自己資本の減少をもたらす。この比較は、技術的準備金の変化が自己資本の金額に直接影響を与える場合にのみ基づいている。この影響は、繰延税金負債の減少による間接的な影響によって軽減される可能性がある。

したがって、措置の非適用によって引き起こされるSCRとMCRの変化は、資本要件に依存するこれらの自己資本に対する制限があることから、これらの資本要件をカバーする適格自己資本に影響を与える。

通常、措置を非適用とすると、自己資本の金額は減少する。

⑤まとめ

結局、財務状況の様々な項目に対する典型的な影響を要約すると、下記の図表の通りとなる。措置が非適用になった場合に関係する項目が増加（又は減少）する可能性が高い場合、矢印は上（又は下）になる。

財務状況への影響の要約

項目	MA,VA,TRFR,TTP非適用による通常の影響
技術的準備金	↑
正味繰延税金負債	↓
適格自己資本	↓
SCR&MCR	↑
将来配当給付と繰延税金負債の損失吸収能力	↓

2 | 実際の影響額

MA、VA、TRFR 及び TTP の措置が EEA 市場全体に与える絶対的な影響については、全ての単体会社及びグループについて、それぞれ以下の図表に示されている。

市場全体（グループ及び単体）において、これらの措置を非適用とすると、技術的準備金の額が 1,070 億ユーロ増加する。SCR をカバーするための適格自己資本は、760 億ユーロ減少する。SCR は 400 億ユーロ増加する。

前回の報告書と比較して、措置を非適用とすることの影響は減少している。これは主として VA によるものであり、2018 年 12 月 31 日の VA は 24 bps であったのに対し、2019 年 12 月 31 日の VA は 7bps だったことによる。

なお、グループ会社だけで見た場合には、措置を非適用とすると、技術的準備金の額が 890 億ユーロ増加する。SCR をカバーするための適格自己資本は、510 億ユーロ減少する。SCR は 420 億ユーロ増加する。

各種措置の適用による影響額(全体)(2019年末)

(単位:十億ユーロ)

	MA,VA,TRFR、TTPを適用した場合の金額	措置を非適用とした場合の影響					全ての措置(A)	MA,VA,TRFR、TTPを適用しない場合の金額(B)	MA,VA,TRFR、TTPの適用による影響度(A)/(B)
		TTP	TRFR	VA	MA				
技術的準備金	7,485	86	1	17	3	107	7,592	1.4%	
基本自己資本	1,120	▲60	0	▲14	▲2	▲76	1,043	▲7.3%	
負債超過資産	1,062	▲61	0	▲13	▲2	▲77	984		
制限付自己資本	0	▲1	0	0	0	▲1	▲1		
SCR適格自己資本	1,550	▲60	0	▲14	▲2	▲76	1,474	▲5.2%	
Tier1	1,453	▲62	0	▲15	▲2	▲79	1,374		
Tier2	88	0	0	0	0	1	89		
Tier3	9	1	0	1	0	2	10		
SCR	598	5	0	35	0	40	637	6.30%	
MCR適格自己資本	1,068	▲61	0	▲14	▲2	▲78	990	▲7.9%	
MCR	147	2	0	9	0	11	159	6.90%	

(※) 制限付自己資本は、リングフェンスとマッチングポートフォリオによるもの

各種措置の適用による影響額(グループ全体)(2019年末)

(単位:十億ユーロ)

	MA,VA,TRFR、 TTPを適用した 場合の金額	措置を非適用とした場合の影響				全ての措置 (A)	MA,VA,TRFR、 TTPを適用しな い場合の金額	MA,VA,TRFR、 TTPの適用に よる影響度
		TTP	TRFR	VA	MA			
技術的準備金	5,996	70	0	16	3	89	6,085	1.5%
基本自己資本	709	▲44	0	▲5	▲2	▲51	658	▲7.5%
負債超過資産	715	▲51	0	▲12	▲2	▲65	650	
制限付自己資本	0	0	0	0	0	0	0	
SCR適格自己資本	758	▲44	0	▲4	▲2	▲51	707	▲7.2%
Tier1	664	▲45	0	▲6	▲2	▲53	611	
Tier2	87	0	0	0	0	0	87	
Tier3	8	1	0	1	0	2	10	
SCR	339	4	0	39	0	42	381	11.0%

(※) 制限付自己資本は、リングフェンスとマッチングポートフォリオによるもの

措置別に見ると、技術的準備金や適格自己資本では TTP による影響額が最も大きく、VA がこれに次いでいる。一方で、SCR は VA の影響額が最も大きい。

3 | SCR 比率への影響 (EEA 全体及び国別)

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも 1 つの措置を適用している会社ベースで見ると、措置の非適用による SCR 比率への影響は、EEA 全体及び国別に、次ページの図表の通りとなっている。

EEA 全体では、SCR 比率は、適用前の 247% から 204% に 43% ポイント低下する。

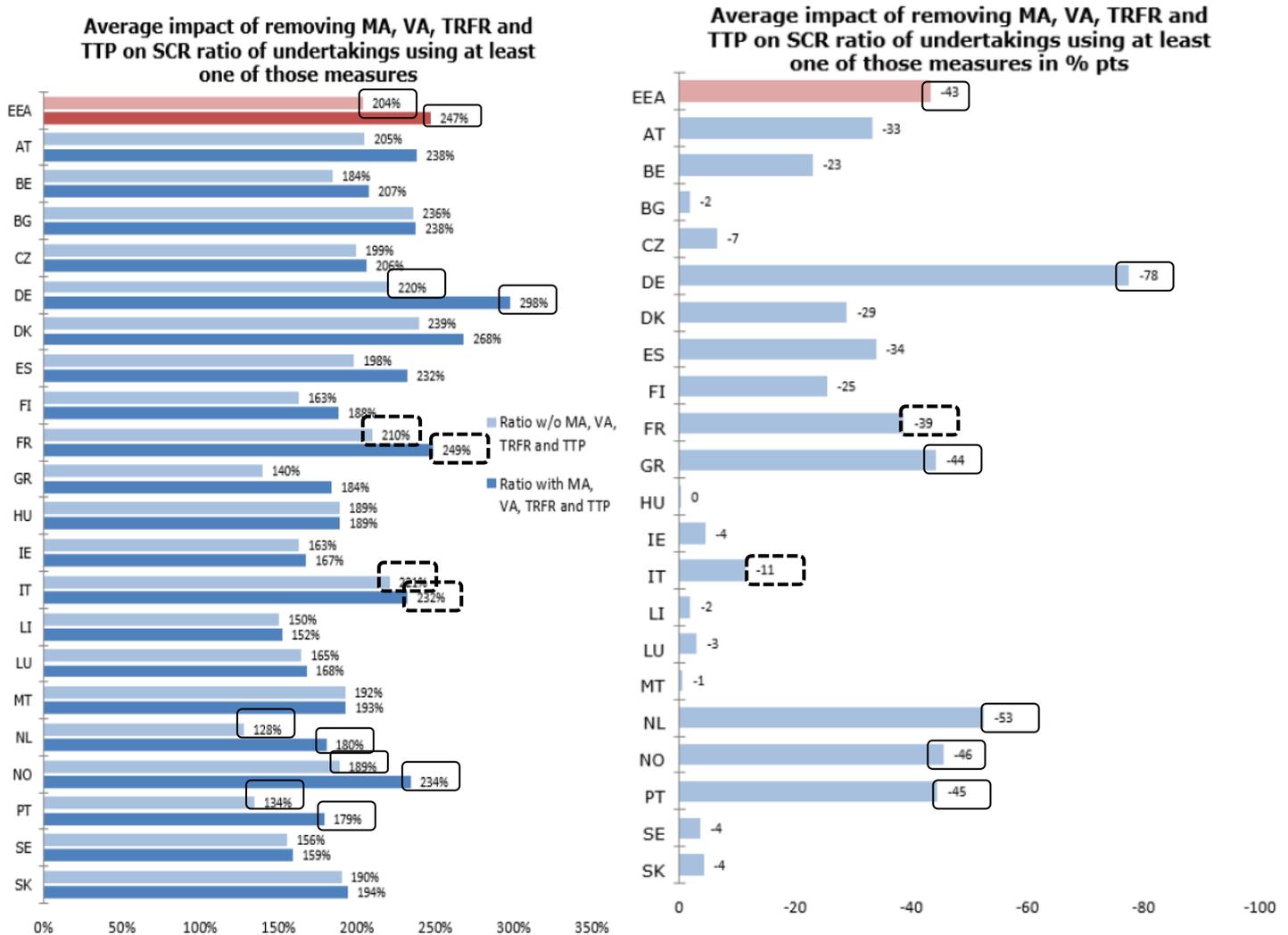
これを国別に見てみると、低下する絶対的な「%ポイント」水準が最も大きいのはドイツで、298% から 220% に 78% ポイント低下する。次がオランダで 180% から 128% に 52% ポイント低下する。さらに、ノルウェーは 234% から 189% に、ポルトガルが 179% から 134% にそれぞれ 45% ポイント低下する。一方で、主要国では、フランスは 249% から 210% への 39% ポイントの低下、イタリアは 232% から 221% への 11% ポイントの低下に留まっている。

影響度を割合で見ると、オランダが 180% から 128% へと、適用時の 71% の水準に低下して、最大で、これに続くのがドイツで 290% から 220% に 74% の水準に低下する。さらに、ポルトガルは 179% から 134% に 75% の水準に低下する。

なお、下記の図表には含まれていないが、EU を離脱した英国の SCR 比率は、各種措置の適用前後で、157% から 48% に 109% ポイントと大きく低下し、非適用ベースの数値は EU 加盟国では見られない 100% を下回る水準となっている。

VA の水準低下により、VA 非適用の影響が小さくなったことから、各国とも、前回の報告書に比べて、各種措置の非適用ベースの影響度は低下している。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を適用している会社の SCR 比率に対する平均的影響



4 | SCR 比率への影響 (会社別)

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースでみると、措置の非適用による SCR 比率への影響は、会社別に、次ページの図表の通りとなっている。

図中の各点は1つの会社を表しており、各会社の種類は点の色で示されている。横軸は、措置 MA、VA、TRFR 及び TTP を非適用とした SCR 比率である。全ての措置の影響を考慮したソルベンシー比率 (現在の SCR 比率) は縦軸に示されている。会社がソルベンシー II に基づいて保有することが要求される SCR 比率 100%は、追加の垂直線及び水平線によって示されている。実線の対角線は、措置の影響を受けない会社に対応している。このラインにある会社は、措置の有無にかかわらず同じ SCR 比率を有する。対角線から離れるほど、措置の影響が大きくなる。破線の対角線は、SCR 比率に対する 100、200、400%ポイントの影響に対応している。

これによると、少なくとも1つの措置を適用している会社の 88%で、その影響は 0 と 100 の%ポイントの範囲内にある。

措置の適用が無かった場合、4%の会社の SCR 比率は 100%を下回っていた。さらに、0.3%の会社

で SCR をカバーする適格自己資本がマイナスになっていた。

これらの数値は前回の報告書に比べて、改善する方向となっている。

図表 措置適用有無による SCR 比率の変化（会社別）の分布状況



5 | 適格自己資本や SCR への影響

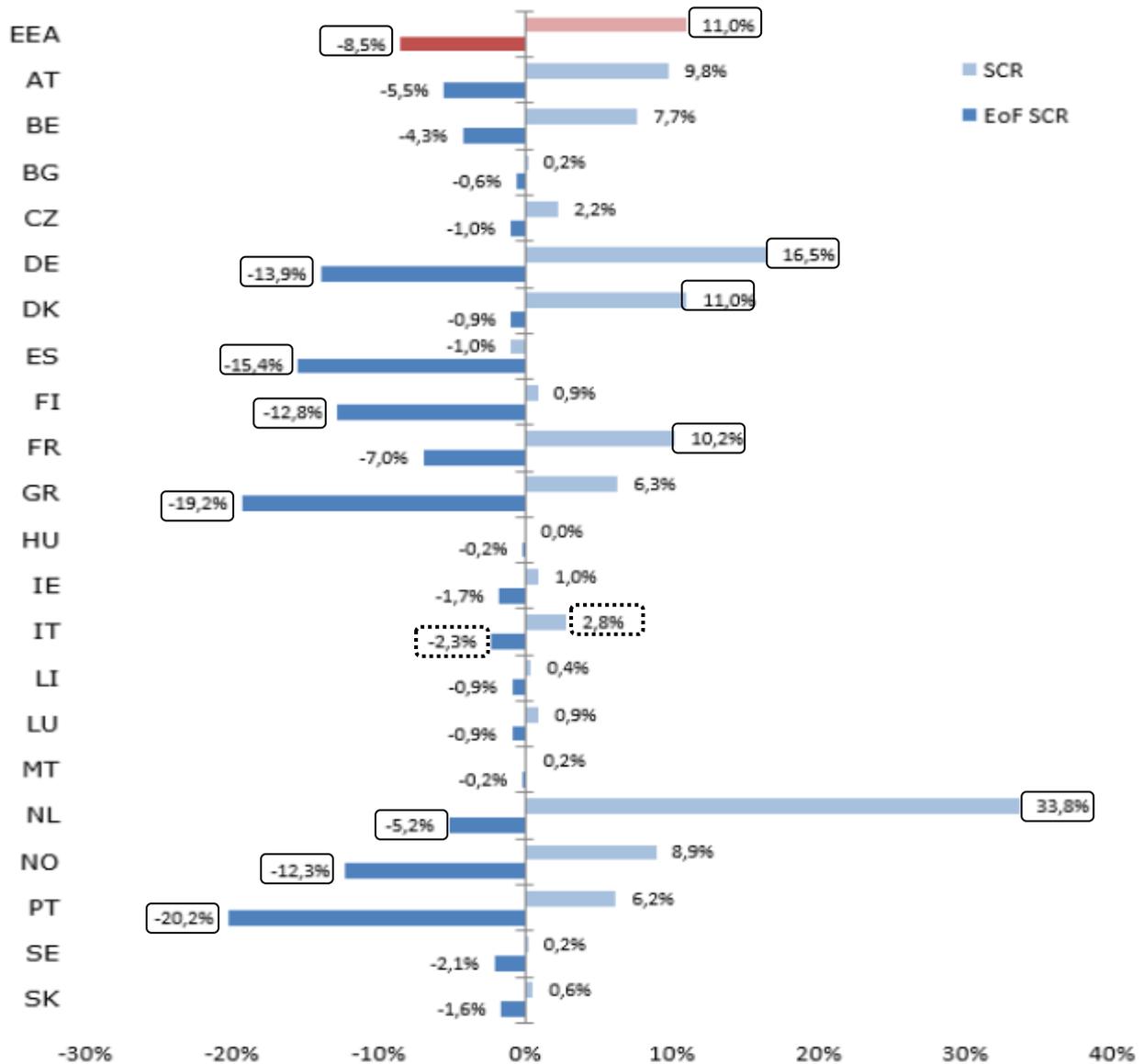
MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも 1 つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による適格自己資本や SCR への影響をみると、次ページの図表の通りとなっている。

EEA 全体では、適格自己資本は 8.5%減少し、SCR は 11.0%増加する。

国毎に、適格自己資本と SCR のそれぞれの影響度は、どの措置を適用しているのかによって異なってくる。ドイツはいずれの影響度も 2 桁と高くなっている。オランダの影響度はそれぞれ▲5.2%及び 33.8%、フランスの影響度はそれぞれ▲7.0%及び 10.2%となっている。一方で、イタリアにおいては、それぞれの影響度が▲2.3%及び 2.8%と低いものとなっている。さらに、スペインは SCR の影響度がマイナスとなっているが、適格自己資本への影響度は▲15.4%と高くなっている。一方で、デンマークは SCR への影響度は 11.0%と高いが、適格自己資本への影響度は▲0.9%と低くなっている。ポルトガルの適格自己資本への影響度も▲20.2%と高いものとなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を適用している会社の SCR 適格自己資本及び SCR に対する平均的影響

Average impact of removing MA, VA, TRFR and TTP on eligible own funds to cover the SCR (EoF SCR) and SCR of undertakings using at least one of those measures



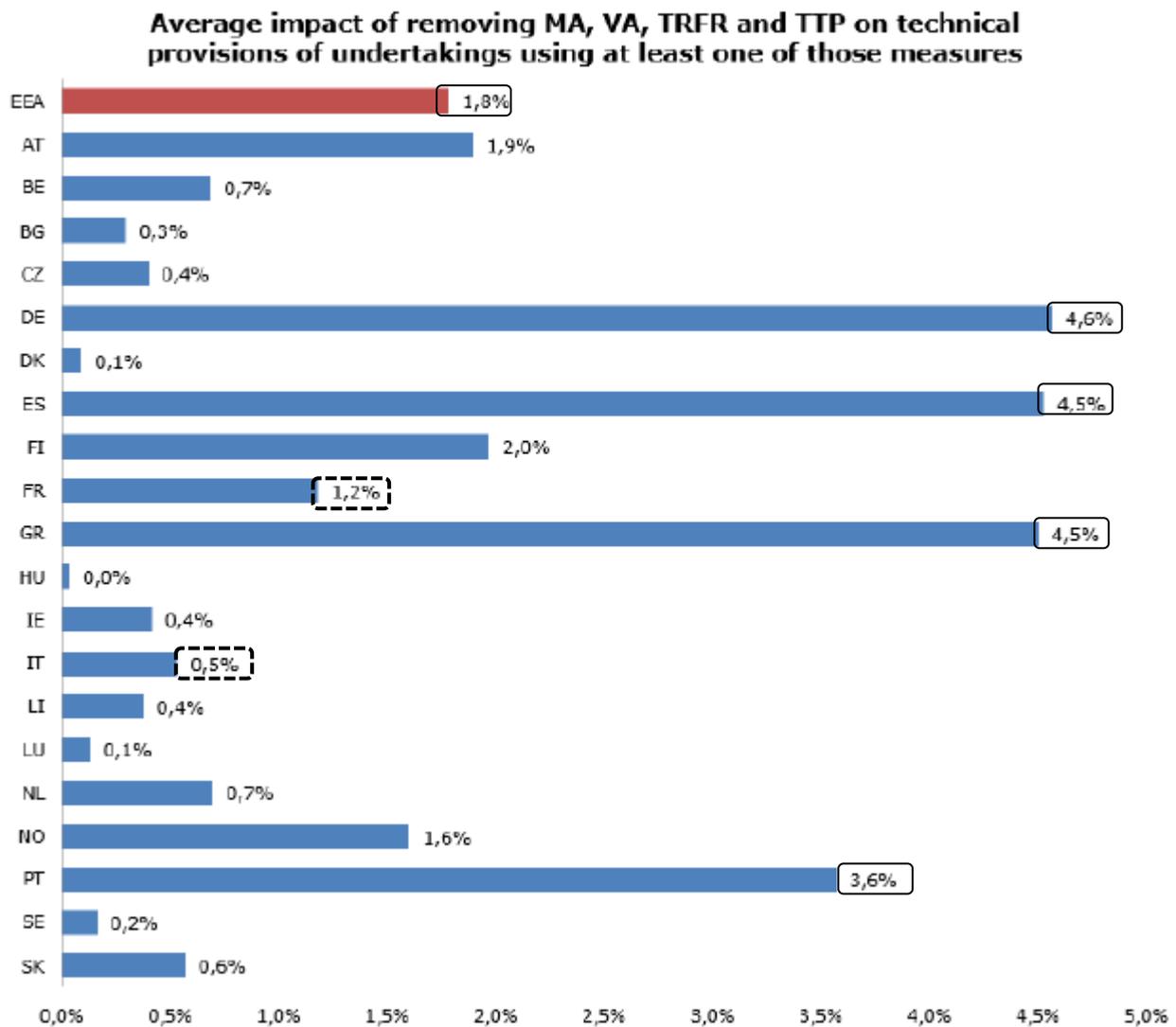
6 | 技術的準備金への影響

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による技術的準備金への影響については、次ページの図表の通りとなっている。

これによれば、EEA 全体で、1.8%の増加となるが、国別の内訳では、ドイツが4.6%で最も高い影響を受けており、次がスペインとギリシアで4.5%、その後にポルトガルが3.6%が続いている。

一方で、フランスは1.2%、イタリアは0.5%と影響が低くなっている。

図表 MA、VA、TRFR、TTP の少なくとも1つの措置を適用している会社の技術的準備金に対する平均的影響



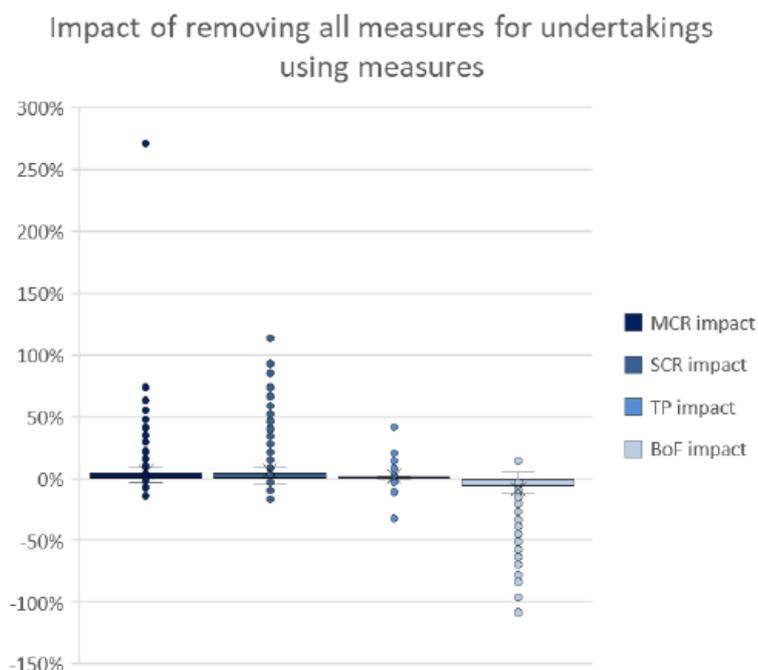
7 | 影響のまとめ

MA、VA、TRFR、TTP のうちの少なくとも1つの措置を適用している会社ベースで、措置の非適用による影響をまとめると、次ページの図表の通りとなる。

ここに、青のボックスのボトムが 25 パーセンタイルを、トップが 75 パーセンタイルを、黒い帯が 50 パーセンタイルを示している。一方で、線の両端の黒い帯は 10 パーセンタイルと 90 パーセンタイルを示し、その外部は 10 パーセンタイルより低い、又は 90 パーセンタイルより高い外れ値を点で示している。

一般的に、全ての関連変数は歪んだ分布とかなりの数の異常値を示していることがわかる。

図表 措置を適用している会社で全ての措置を非適用とした場合の影響



7—まとめ

以上、EIOPA の報告書に基づいて、ソルベンシー II における LTG 措置や株式リスク措置についての保険会社の適用状況やその財務状況に及ぼす影響について、全体的な状況の概要を報告してきた。

これにより、移行措置を含む LTG 措置が、欧州保険会社によって幅広く適用され、SCR 要件の遵守において重要な役割を果たしていることが明らかになっている。今回の報告書の中では、まとめて LTG 措置として分類されているが、MA や VA のようないわゆる「狭義の LTG 措置」と、TRFR や TTP のような「移行措置」とは、その意味合いが異なっており、これらを分けて、その影響を考えていく必要がある。移行措置の適用による影響が大きい国の保険会社は、移行期間中に計画的に適切な対応を行っていくことが求められることになる。

次回のレポートでは、報告書の主として第 3 のセクションから、VA の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する。

以上